

Topics | トピックス

- ◆ 第3回・第4回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 4月から特例的な繰下げみなし増額制度が施行
- ◆ 日本年金機構が年金委員に対して年金制度改革・年金額改定等の情報の周知を依頼
- ◆ 日・オーストリア社会保障協定交渉が実質合意に
- ◆ 2023年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.6%

◆第3回・第4回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、5月8日に第3回社会保障審議会年金部会を、5月30日に第4回年金部会を開催した。部会長は菊池馨実(きくちよしみ) 早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介(たまきのぶすけ) 大妻女子大学短期大学部教授。第3回年金部会の議事は、(1)第1回及び第2回年金部会における主なご意見について、(2)令和2年年金制度改革法等において指摘された課題について。第4回年金部会の議事は、(1)年金部会における議論の進め方(案)、(2)次期制度改革に向けた主な検討事項(案)、(3)被用者保険の適用拡大。

【第3回年金部会の内容】

(1)第1回及び第2回年金部会における主な意見について

第1回及第2回年金部会において委員より出された主な意見を年金局が表1のように整理・分類したものが示された。②～③の各論のなかで意見が多かったのは、②の<被用者保険の適用拡大(勤労者皆保険)>と、③の<遺族年金>についてであった。

例えば、前者の被用者保険の拡大については、企業規模要件の撤廃を前提に「どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して働けることが重要であり、企業規模、業種、賃金といった適用要件は、より多くの方が被用者保険に加入できるよう、更に見直しを進める必要がある」「雇用形態、勤務先の企業規模や業種によって被用者保険の適用の有無が変わることは不合理であり、企業規模要件の速やかな撤廃・個人事業所に係る非適用業種の見直しについて、実現のための議論を進めるべき」等の意見が出された。関連して③の<第3号被保険者制度>についても、「女性の働き方に影響する第3号被保険者制度については、まずは適用拡大を着実に進めることが必要であり、共働き世帯がマジョリティーになっていることや働き方の多様化を踏まえ、将来的には制度の見直しを冷静に議論することが必要ではないか」といった意見が出された。

後者の遺族年金については、改正に向けた丁寧な議論が必要とした意見が多く、例えば、「今後の社会は男女ともに就労することが一般化していくと想定される中で、遺族年金についても社会の変化に合わせて制度を見直すことが必要であり、遺族厚生年金の遺族の範囲や要件の男女差等が今の時代に合っているかどうか、将来を見据えた検討が必要。課題が多岐にわたり、どれも難しいテーマであるため、時間をかけて、基本的な考え方の整理から行っていくのがよい」「現在20代後半の女性の約6割が正規雇用者であり、その比率を保ったまま30代、40代を迎えたと考えられる。将来の年金制度の在り方を検討する際は、コホート別の見通しに基づいた議論が重要であり、例えば、今の20代、30代が40歳以上になったとき、中高齢寡婦加算を残す必要があるのか、議論が必要」等の意見が出された。

また、本格的な検討が開始された基礎年金の拠出期間の延長については、国民に情報を発信することが必要という意見が多く、「基礎年金拠出期間を40年から45年に延長したとしても、厚生年金被保険者の保険料負担は増えない。また、60代前半で働くことが難しい方や、自営業者の第1号被保険者に対しては、保険料免除の仕組みがある。このように、基礎年金の拠出期間が45年になったとしても全ての国民の保険料負担が増えるわけではないという事実関係の情報発信が重要ではないか」などの意見が出された。同様に、改正に向けた検討項目であるマクロ経済スライドの調整期間の一致については、「基礎年金水準の低下を防ぎ、所得再分配機能の低下を防ぐためには、マクロ経済スライドの調整期間を一致させる必要があるのではないか」等の意見が出された。

<表1> 第1回及び第2回年金部会で出された主な意見の分類

項 目	
① 総論的な事項	
	・ 公的年金の役割
	・ 公的年金と私的年金の連携
	・ 制度の周知、広報
	・ その他
② 現役期と年金制度の関わり	
	・ 被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）
	・ 子育て支援等
	・ 障害年金
	・ その他
③ 家族と年金制度の関わり	
	・ 遺族年金
	・ 女性の就労の制約と指摘される制度等（いわゆる「年収の壁」等）
	・ 第3号被保険者制度
	・ その他
④ その他の高齢期と年金制度との関わり	
	・ 高齢期の働き方
	・ 基礎年金の拠出期間延長
	・ マクロ経済スライドの調整期間の一致
	・ 年金生活者支援給付金
	・ その他

(2) 令和2年年金制度改正法等において指摘された課題について

次期年金制度改正の議論の参考に、令和2年年金制度改正法の検討規定・附帯決議、令和元年財政検証・オプション試算、全世代型社会保障構築会議報告書などが示されたうえで、2015年・2019年に開催された年金部会における議論が紹介された。

2019年の年金部会の議論の視点は2つ（2019年12月27日公表）。1つは公的年金制度が長期にわたり老後生活の基本を支えるという役割を果たすには、社会経済や労働市場の変化に対応した制度の在り方について、雇用政策とも連携しながら今後とも検討を進める必要があるということ。もう1つは財政検証に組み込まれているPDCAサイクルにおいて、オプション試算は社会経済の変化に対応した改革志向の議論を進めていくうえで必要不可欠なものであり、今後とも、課題に対応した内容の充実も含めて、オプション試算を重視した改革論議を進めていくべきということ。

こうした視点のもと、<被用者保険の適用拡大><高齢期の就労と年金受給の在り方><年金制度の所得再分配機能の維持>などについての議論が紹介された。

<被用者保険の適用拡大について>

企業規模要件については、企業規模要件の撤廃を視点を、50人超規模までの適用拡大により生じる影響の検証を行ったうえで、更なる適用拡大をどのように進めていくかについての議論が求められた。

個人事業主の事業所の適用業種については、令和2年年金制度改正法で追加された士業以外の業種への適用を引き続き検討することが求められた。

業種・副業については、制度的には個人事業主であっても実態は雇用に近い働き方をしている者への保障の在り方についての問題が提起された。また、第3号被保険者については、まずは被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことが必要であるとされた。

<高齢期の就労と年金受給の在り方について>

長期化・多様化する高齢期の就労実態を年金制度に反映することにより、長期化する老後生活の経済基盤の充実が図られるよう、高齢期の就労と年金の在り方について検討を進めていくことが求められた。

<年金制度の所得再分配機能の維持について>

再分配機能を維持することは、基礎年金のみの受給者だけでなく、厚生年金の受給者にとっても、その高齢期の経済基盤を充実させるために非常に重要であり、そのためにも被用者保険の適用拡大を更に徹底して進めることが求められた。機能維持を実現するための方策としての保険料拠出期間の延長については、必要となる財源確保の在り方も検討したうえで、就労期間の長期化等の高齢者の雇用実態等も踏まえて検討すべきであるとされた。また、厚生年金と国民年金の給付の公平性については、報酬比例部分と基礎年金のバランスを確保して基礎年金の所得再分配機能を維持していくための方策を引き続き検討するべきであるとされた。

【第4回年金部会の内容】

(1)年金部会における議論の進め方(案)

2024年末の年金部会取りまとめに向けて図1のようなスケジュールで議論が進められる案が示された。

<図1> 年金部会における議論の進め方(案)

	年金部会	年金財政における経済前提に関する専門委員会	その他の予定(見込み)
令和5年 5月30日	第4回 ・年金部会における議論の進め方(案) ・次期制度改正に向けた主な検討事項(案) ・被用者保険の適用拡大		
令和5年夏	○それぞれの課題について議論		
令和6年1月	○専門委員会経過報告 ← ○オプション試算について議論	○基本的な考え方とりまとめ	○内閣府の中長期試算
令和6年春	○専門委員会結果報告 ← 〔厚生労働省における検証作業〕	○議論のとりまとめ ←	○(独)労働政策研究・研修機構の労働力需給の推計
令和6年夏	○財政検証結果の報告 ○改正内容について議論		
令和6年末	○年金部会取りまとめ		

(2)次期制度改正に向けた主な検討事項(案)

次期制度改正に向けた主な検討事項として、**図2**のような案が示された。

<図2> 次期制度改正に向けた検討事項(案)

<p>①総論的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の役割 ・ 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方 ・ 公的年金と私的年金の連携 ・ 制度の周知、広報・年金教育 	<p>③家族と年金制度の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族年金 ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等(いわゆる「年収の壁」等) ・ 第3号被保険者制度 ・ 加給年金
<p>②現役期と年金制度の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者保険の適用拡大(勤労者皆保険) ・ 子育て支援等 ・ 障害年金 ・ 標準報酬月額の上限 	<p>④その他の高齢期と年金制度の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢期の働き方(在職老齢年金制度等) ・ 基礎年金の拠出期間延長 ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致 ・ 年金生活者支援給付金

(3)被用者保険の適用拡大

被用者保険の適用拡大について、厚生労働省年金局より、下記内容の資料が示された。

<適用拡大に関するこれまでの議論>

被用者保険の適用は、「被用者にふさわしい保障の実現」、「働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築」、「社会保障の機能強化」を基本的な考え方に検討が進められてきた。全世代型社会保障構築会議では、勤労者皆保険の実現に向けた取組として、「短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃」、「個人事業所の非適用業種の解消」、「週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大」、「フリーランス・ギガワーカーについて」、「デジタル技術の活用」、「女性の就労の制約と指摘される制度等」などをテーマに議論が進められてきた(全世代型社会保障構築会議報告書(2022年12月16日)より)。

年金部会では、今後の議論について前述のように、「公的年金制度が長期にわたり老後生活の基本を支えるという役割を果たすには、社会経済や労働市場の変化に対応した制度の在り方について、雇用政策とも連携しながら今後とも検討を進める必要がある」という視点と、「財政検証を行う公的年金制度に組み込まれているPDCAサイクルにおいて、オプション試算は必要不可欠なものであり、今後とも、オプション試算を重視した改革論議を進めていくべき」という視点の2つの視点が挙げられている。

<短時間労働者の適用拡大>

短時間労働者の適用拡大に向けて、企業規模要件、時間要件、賃金要件などの検討が考えられる。今後のさらなる拡大の議論に向けて、厚生労働省からは短時間労働者のさまざまな特性や、適用拡大に向けた企業の調整方針、短時間労働者として働く理由などが示された。

<個人事業所の適用拡大>

現在、常時1名以上使用される者がいる法人事業所と、常時5名以上使用される者がいる法定17業種に該当する個人の事業所は強制適用に、それ以外は強制適用外(労使合意により任意に適用事業所となることは可能＝任意包括適用)になっている。厚生労働省からは今後の適用拡大に向けて、法人(業種別)・個人事業所の特性や常用雇用比率、任意包括適用事業所数などが示された。

<働き方の多様化と被用者保険の適用の在り方>

全世代型社会保障構築会議では、働き方に中立的な社会保障制度の構築に向けて取り組むべき課題として、「短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃」、「個人事業所の非適用業種の解消」、「週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大」が挙げられた(全世代型社会保障構築会議報告書(2022年12月16日)より)。厚生労働省からは、国民年金第1号・第3号被保険者の就労に係る様々な特性が示され、若い世代の所得を増やすための仕組みとしての「こども・子育て政策の強化」の検討状況や「副業・兼業」の動向などが示された。

<適用拡大に関する年金広報の取組み>

全世代型社会保障構築会議では、勤労者皆保険の実現に向けた取組に対する課題として、第3回部会の課題に加えて、「被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実」を挙げた(全世代型社会保障構築会議報告書(2022年12月16日)より)。厚生労働省では、年金広報の取組として、特設サイト、ガイドブック、チラシなどの広報コンテンツを作成し、被用者保険に加入することによるメリットを提唱している。

◆4月から特例的な繰下げみなし増額制度が施行

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等により、2023年4月から老齢年金の繰下げ制度の一部改正が施行され、特例的な繰下げみなし増額制度が開始された(図3)。

2022年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになった。

このことを踏まえて、2023年4月から、70歳以降も繰下げ待機を選択することができるように制度改正が行われた。70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるとしたもので、「特例的な繰下げみなし増額制度」と呼ばれる。80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されない。

なお、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合があるため注意が必要である。

<対象者>

- ① 1952年4月2日以降生まれの人(2023年3月31日時点で71歳未満の人)
- ② 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が2017年4月1日以降の人(2023年3月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない人)

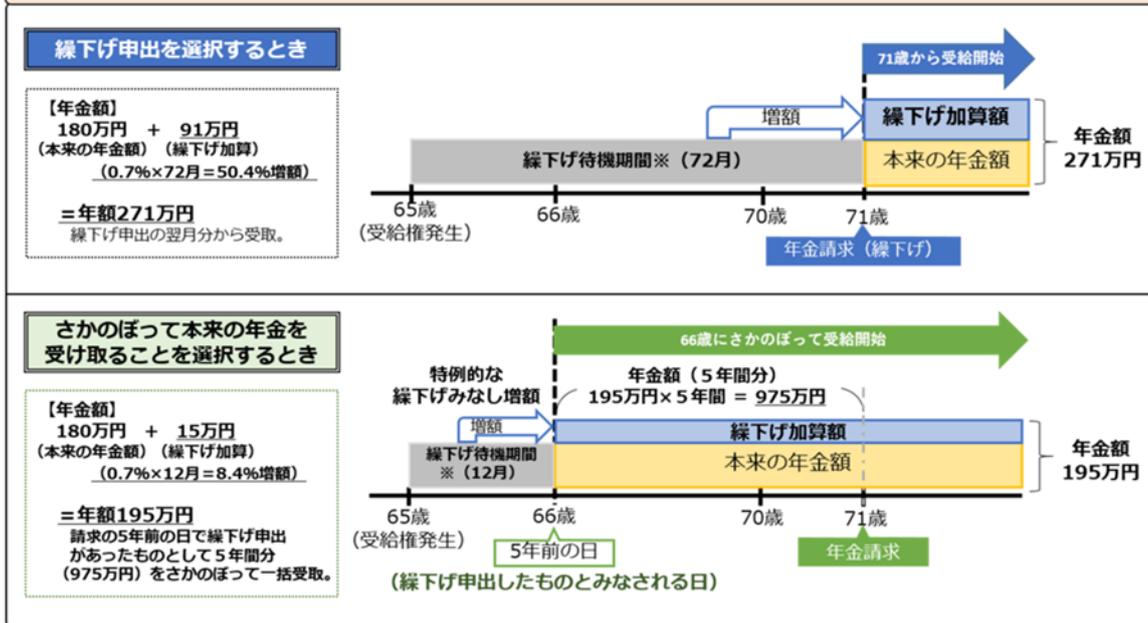
<手続き>

66歳以後に行う繰下げ請求、または65歳にさかのぼっての請求と同様、「老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書」を住所地を管轄する年金事務所または街角の年金相談センターへ提出する。

<図3> 特例的な繰下げみなし増額制度のしくみ

改正後 (令和5年4月から)

【例：71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で年金の請求をする場合（本来の年金額：年額180万円）】



※日本年金機構ホームページより

◆日本年金機構が年金委員に対して年金制度改正・年金額改定等の情報の周知を依頼

日本年金機構は5月2日、ホームページの年金委員通信Topicsを更新し、年金委員に対して、下記のように年金制度に係る各種情報を会社や地域に周知するよう依頼した。

5月2日（発信順。日本年金機構ホームページより）

<特例的な繰下げみなし増額制度について>

令和5年4月から、「特例的な繰下げみなし増額制度」が開始となりました。これは70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることが出来るものです。年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。

<6月から支払いの年金額・年金生活者支援給付金額について>

令和5年4月分（6月15日（木曜）支払分）より年金額および年金生活者支援給付金の支給額が改定となります。年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。

<学生納付特例の2023年度更新の申請について>

令和4年度に学生納付特例が承認されていた方で、令和5年4月以降も在学予定の方を対象に、新年度の手続きについてのお知らせをお送りしています。年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。

<国民年金保険料の前納について>

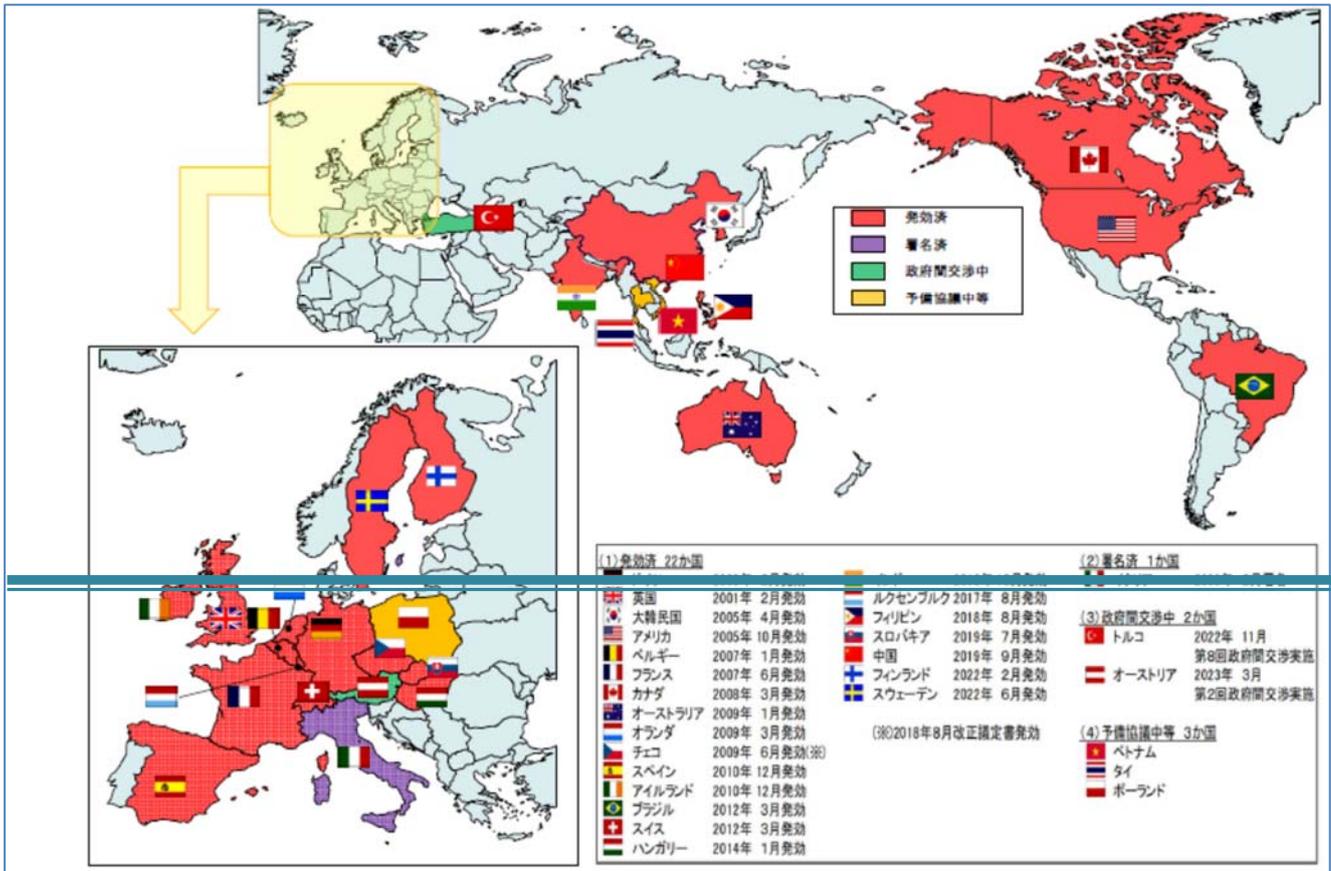
令和5年度の国民年金保険料は、1カ月あたり16,520円です。まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度や、納付が難しい時の猶予および免除制度がありますので、年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。

◆日・オーストリア社会保障協定交渉が実質合意に

日本とオーストリアの両国政府は、2022年9月から「日・オーストリア社会保障協定」の締結に向けて政府間交渉を進めてきた。その結果、5月13日、実質合意に至った。日本・オーストリア双方からそれぞれ相手国に派遣される企業駐在員等は両国の社会保障制度への加入が義務付けられる等の課題が残っているが、今後は、双方で本協定の署名に向けた協定案文の確定等の必要な作業及び調整を行う。

2023年3月14日現在の日本と外国との社会保障協定の締結状況は図4のとおり。

<図4> 日本と外国の社会保障協定の締結状況



※2023年3月14日現在 ※厚生労働省ホームページより

◆ 2023年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.6%

厚生労働省は5月26日、2023年3月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年3月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.4ポイント増の78.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は816万月で、納付月数は642万月。

【2021年3月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.8ポイント増の81.6%であった。納付対象月数は781万月で、納付月数は637万月。

【2022年3月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は79.9%であった。納付対象月数は783万月で、納付月数は625万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は89.4%となっている。